

## 受注者向け説明会

| No. | ご質問                                                                                                                                 | 回答                                                                                               |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 履行中の契約に関わるPFアカウント申請について、JICA案件担当者より申請依頼の連絡があるのでしょうか。                                                                                | ご理解の通りです。JICA側で確認のうえ、皆様にプラットフォームから自動メールを送信いたします。                                                 |
| 2   | 操作実習でアカウント取得済の者は、そのアカウントを利用し、履行中の契約へのアクセス権を申請出来るのでしょうか。もしくは、新規でアカウント申請が必要でしょうか。                                                     | ご理解の通りです。履行中の契約へのアクセス権申請は、現在お持ちのアカウントから申請していただけます。<br>詳細の資料については整備の上、改めて共有させていただきます。             |
| 3   | 本格導入に向けたアカウント付与依頼については、受注者側から問合せ/申込をする必要はない、という認識で良いのでしょうか。個別にアナウンス頂けるということで良いのでしょうか。                                               | ご認識の通りです。JICA側からご連絡いたします。                                                                        |
| 4   | 現在実施中の契約があります。25年6月までの履行期限のためPFの導入対象となっていませんが6カ月ほど延長となる予定です。延長となった場合は導入対象となるのでしょうか。                                                 | 延長となった場合、導入対象としたいと思いますが、改めて調達管理番号をお教えいただき、具体的な検討をさせていただきたく思います。契約変更の手続きの中で、取込みのタイミングをお知らせします。    |
| 5   | 成果品の提出と検査結果についてはPFに含めないとのことですが、部分成果品や部分完了届や部分検査結果についても対象外でしょうか。                                                                     | ご認識の通り、現時点では対象外となります。なお今後段階的にプラットフォームで利用できる手続きを検討してまいります。                                        |
| 6   | 受注者と国際協力調達部間で行われている請求書の受け渡しについてはPFの対象外でしょうか。                                                                                        | ご認識の通り、現時点では対象外となります。なお今後段階的にプラットフォームで利用できる手続きを検討してまいります。                                        |
| 7   | 精算報告書の提出についてはPFの対象外でしょうか。                                                                                                           | ご認識の通り、現時点では対象外となります。なお今後段階的にプラットフォームで利用できる手続きを検討してまいります。                                        |
| 8   | 送付いただいたリストについて、当社で実施中の案件(No.90, 91)の主管部が間違っています。修正いただけないでしょうか。                                                                      | ご迷惑おかけしてしまい申し訳ございません。確認の上対応いたします。                                                                |
| 9   | 送付いただいたリストの一部案件について本体契約と本邦研修が別契約のため2行に分かれて掲載されていたかと思います。アカウントの付与が可能なメンバーは同一になりますでしょうか。もしくは、本体契約と本邦研修では異なるメンバーにアカウントを付与することが可能でしょうか。 | 本体契約と本邦契約について、別の契約書で契約を締結いただいているかと思います。別の契約書で契約を締結いただいている場合は別契約としてそれぞれに4名ずつ新規のアカウントを付与することが可能です。 |

## 受注者向け説明会

| No. | ご質問                                                                                                                                                                                                        | 回答                                                                                                                                                                                                       |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 10  | 調達管理番号22a00959について、第1期の履行期限2025.5.30でPF導入対象外ですが、第2期の継続契約を予定しております。こちらのPFアカウント申請はいつになりますでしょうか。                                                                                                              | 第2期契約の契約書3点セットを提出するタイミングから、プラットフォームをご利用いただけます。どのタイミングでアカウントをお渡しするのかについては、今後分かりやすい資料を作成してご提供できるようにしてまいります。                                                                                                |
| 11  | 4月から全件導入と認識していました。リスク分散のために段階的に導入していくことは良いと思いますが、2月からではなく4月から段階的に導入していくという認識でした。そのため2月から段階的に導入するのであれば、もっと早く情報共有をしていただきたかったです。                                                                              | 本格導入及び段階的な導入について、事前のご説明がしっかりとできておらず申し訳ございませんでした。<br>今後も本格導入に向けて、前広に情報共有をしていけるよう準備をしてまいります。                                                                                                               |
| 12  | 試行導入をするという点について、マッチング件数が増えませんでした。ECFA向けに試行導入の協力依頼があり、30件程度協力できると回答しましたが、実際には11件程度だったため、残念に感じています。試行導入については、仕様の洗い出しというところも兼ねていたと思います。今後の段階的な本格導入で仕様に対する要望も出てくると思うので、ヘルプデスクがしっかりと機能するようにしていただきたいです。          | 試行導入について、JICA側での調整がしっかりとできなかった部分もあり、導入件数が伸びなかったこと、申し訳ございません。<br>試行導入という形ではなく、本格導入を段階的に行うことで、プラットフォームをより積極的に使用いただけると考え、段階的な本格導入という形とさせていただきました。<br>ヘルプデスクなど、今後皆様が使用されていくなかで出てきたご要望を受け付ける体制をしっかりと整えてまいります。 |
| 13  | 履行中の契約に関わるPFアカウント申請は、JICA事務局より申請依頼の連絡があるとのことですが、各案件の業務従事者のメールアドレスに連絡があるのでしょうか。<br>なお当初契約の契約手続きを担当した者が契約担当者として登録されているのではないかと推察しますが、退職・休職等している場合も考えられるので、（１）業務主任者と（２）想定されている契約担当者の両方にメールを送っていただけると確実かと思いました。 | 貴重なご意見ありがとうございます。<br>JICA側で調達システムに登録しております、契約担当の窓口の方にご連絡をさせていただく予定でしたが、いただいたご意見を踏まえて改めて検討させていただきます。                                                                                                      |
| 14  | 支払い完了までPFが使えるとのことでしたが、案件終了後は案件画面へアクセスできないのでしょうか？（過去の案件の事例、JICA担当者様との過去のやり取りを参照したい、等のケースが発生した場合はその手段はありますでしょうか）。                                                                                            | ご認識のとおり、案件終了後はプラットフォームへのアクセスはできなくなります。案件終了時点で、打合簿等の承認済みのファイルを一括でダウンロードできるような機能を設けていく予定です。連絡・相談のチャットを見たいという要望がある場合の対応方法は、別途検討します。                                                                         |

## 受注者向け説明会

| No. | ご質問                                                                                                           | 回答                                                                                                                                        |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 15  | 4 アカウントが付与された業務従事者以外の従事者にはメールで内容が共有される点について、メールアドレスを登録できる数の上限や範囲の制限はあるのでしょうか。<br>共有されるメールの内容や表示例は確認できるのでしょうか。 | メールでの共有の方については最大20名まで登録可能です。登録できる方の範囲について制限は設けておりませんが、業務として契約に関わっている方を、各社様でご判断いただきCCを設定いただけますと幸いです。<br>メール内容表示例については、画面共有にてご説明させていただきました。 |
| 16  | 試行導入申請していた案件について、頂戴したリストでは第4 バッチに入っておりました。この場合、試行導入はなく、第4バッチで改めて事業部より申請依頼があるのでしょうか？                           | 試行導入について、マッチングができず申し訳ございませんでした。<br>ご認識の通り、第4バッチのタイミングからご利用いただけるように準備いたしますので、ご利用開始までお待ちいただけますと幸いです。                                        |
| 17  | 本格導入が段階的に行われますが、ダミー契約はいつごろまで使用することができますでしょうか。また、本格導入が完了されてからは、ダミーの表示は消去されるという理解でよろしいでしょうか。                    | ダミー契約については、4月の全件導入の前あたりまでは使用いただき、操作練習にお使いいただければと考えております。<br>なおダミー契約の紐づけ解除については、JICA側にて作業をさせていただく予定です。                                     |
| 18  | A案件でアカウント付与された人はB案件で5人目としてアクセス権の付与は可能と理解しましたが、さらに、C案件、D案件、E案件と複数案件において5人目のアクセス権の付与は可能という理解であってますでしょうか。        | ご理解の通りです。すでに別案件でアカウントを付与されている場合、契約データへのアクセス権上限である5名以内であれば、その他複数案件へのアクセス権を付与いただくことが可能です。                                                   |
| 19  | 個人ではなくて社内で一つの共有のメールアドレスをIDとしてプラットフォームを利用することは可能でしょうか。                                                         | 申し訳ございませんが、共有アカウントを設定して、プラットフォームをご利用いただくことはできません。Microsoftのポリシーとして、アカウントは個人での利用が前提となるため、ご理解いただけますと幸いです。                                   |

## 受注者向け説明会

| No. | ご質問                                                                                       | 回答                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 20  | 精算報告書に押印済み打合簿の写しを添付する場合がありますが、今後、打合簿の承認がPF上で実施され、押印が無くなったあとは、精算報告書への打合簿写しの添付は不要になるのでしょうか。 | <p>精算に関する打合簿はプラットフォームから確認することとし、精算報告書に再度添付しなくてよいという方向で、運用面を調整しております。</p> <p>一方で、どのタイミングからその運用が開始できるかは現在検討中です。プラットフォームの導入前にやり取りされた打合簿等のデータを、プラットフォームに追加で格納することは業務負荷の観点から実施しないため、全ての精算に関する打合簿がプラットフォームで参照できるようになるのは、まだ先になります。このため、移行中の契約（精算に係る打合簿の一部がプラットフォームに保存され、導入前の打合簿が別保管されている契約）における精算報告書提出時の打合簿の取扱いについては、別途検討の上で御連絡させていただきます。</p> <p>現時点で、精算報告書への打合簿写しの添付が不要となるのは、全ての打合簿の提出・承認がプラットフォーム上で行われた契約とさせていただきます。</p> |
| 21  | 本日の会議録画は参加登録者宛に通知と伺っておりますが、別途ポータルサイトへ掲載予定ありますでしょうか。                                       | 本日ご参加いただいた方に、メールで動画のリンクを共有いたします。またプラットフォーム上でも動画のリンクを共有させていただきます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |